

概ね評価基準に合致している場合を3とし、それ以上できている場合は最大を5として、評価基準に至っていない場合は最小を1とする

項目		実施基準	自己評価欄(1~5)	
運営体制	職員の適正配置	・実施要領に示す有資格者を専従で一人以上配置している	3	
	必要書類の作成と 確実な提出	・包括的支援事業実施要領に基づく提出物の期日内提出	3	
	専門性の確保	・職員の研修履歴を記録し、今後の研修計画に役立てている ・市主催の職員研修に、参加している	3 4	
	緊急時の体制整備	・夜間休日も含めて緊急時に対応できるよう、連絡網を整備している	5	
	苦情解決体制の整備	・苦情受付担当者・責任者・第三者委員を利用者にわかるよう表示している ・苦情対応マニュアルの内容を全職員が理解し、適切に運用している	3 3	
	個人情報の保護	・利用者に関する記録の適正な保管及び開示のルールを定めている ・相談者のプライバシーを確保できる相談面接室を設置している	3 5	
	業務別取り組み	高齢者支援のためのネットワークの構築	・地域ケア会議を 2か月に1回以上、開催している	5
			・ブランチ連絡会に、参加している	3
			・地域ケア会議を開催するにあたり事前に開催目的を検討し、目的に沿って地域関係者の参加を呼びかけている	4
			・地域包括支援センターと協働して、地域ケア会議から見えてきた課題をまとめている	5
総合相談		・総合相談実件数が、120人以上 ・総合相談実件数のうち訪問実件数が、40%以上 ・総合相談延件数が、600人以上 ・総合相談延件数のうち訪問延件数が、20%以上 ・他のサービスや社会資源につないだ事例のその後の状況を確認している	3 4 5 4 3	
		介護予防ケアマネジメント	・実施した基本チェックリストを基に、その方の状況に応じた支援をし必要な書類と記録を残している	3
		(二次予防事業対象者把握)	・把握した二次予防事業対象者に対して、関係機関と連携し支援している	3
(介護予防普及啓発)		認知症高齢者等支援	・二次予防事業対象者把握のための講演会等を1圏域につき年1回以上実施している(他の事業との併設も可)。 ・介護予防を図るため、民生委員や地域の関係団体等に対して、普及啓発を行っている(他の事業との併設も可)。	3 3
			・地域関係者から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・専門機関から認知症と思われる高齢者の相談を受け、継続的な支援ケースがある ・認知症高齢者相談に対し、状況を把握しアセスメントのうえ適切な支援を行っている	4 4 5
		権利擁護・虐待防止	・高齢者虐待対応について、地域包括支援センター及び区役所担当者と連携した対応記録がある ・権利擁護等に関する相談に対し、適切に対応している	3 5
	ブランチの周知活動	・地域の支援関係者に対し、ブランチ活動の理解と利用促進に取り組んでいる	5	